解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十四年三月二十一日福岡県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月二十五日

福岡県京都郡みやこ町勝山上田九六〇番地
清算法人豊津町土地改良区
清算人代表　溝口　正敏

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年三月十一日開催の臨時総会の決議により平成二十四年三月三十一日に解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月二十五日

秋田県由利本荘市松ケ崎字荒町南側一五八番地
社団法人松ケ崎共済会
代表清算人　佐々木泰輔

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は本公告第一回掲載（平成二十四年五月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月二十五日

長野県長野市南県町六九一
社団法人長野市連合婦人会
清算人　内川　洋子

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十四年二月十五日開催の臨時総代会の決議により平成二十四年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月二十五日

名古屋市港区遠若町二丁目八〇番地の一
エディオンＥＡＳＴ生活協同組合
代表清算人　刑部　嘉人

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年三月三十日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月二十五日

大阪府堺市南区檜尾四六番地の一
特定非営利活動法人大阪狭山ファミリークラブ
清算人　西林　克敏

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月二十五日

鳥取県東伯郡湯梨浜町大字龍島五〇〇番地
財団法人羽合温泉開発公社
清算人　湯村岬之助

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十四年四月十二日高知県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月二十五日

高知県安芸郡東洋町大字甲浦三三三番地一
清算法人河内生見土地改良区
代表清算人　松村　博文

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年三月二十五日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月二十五日

長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷四五六番地二
四日高ビル一階
特定非営利活動法人エンジェルキッズ
清算人　石原　千景

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年二月十三日開催の社員総会の決議並びに平成二十四年五月一日大分県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月二十五日

大分県佐伯市中の島二丁目一九番二二号
医療法人恵生会
清算人　安藤　善生

第五十七期決算公告

平成二十四年二月二十九日現在

貸借対照表の要旨　（単位・円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	六七九、六二五、一六五	流動負債	六八三、三八九、六一八
固定資産	三八四、一六五、九三一	固定負債	一四、四三五、一二六
資産の部合計	一、〇六三、七九一、〇九六	負債及び純資産の部合計	一、〇六三、七九一、〇九六

配当公告

名古屋市西区大金町五丁目五五番地
破産者　長江　博

法定代理人成年後見人　長江　明美

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十三年（フ）第二七八一号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額
金一、一二〇、八三七、四二八円

一、配当をすることのできる金額
金一八、二八五、八二七円

平成二十四年五月二十五日

名古屋市東区芳野二丁目五番一四号メイゾン芳野五〇三号　破産管財人　朝日　裕晶

配当公告

東京都新宿区西新宿三丁目三番一一号、商業登記簿上の本店所在地東京都渋谷区代々木一丁目三八番一八号　破産者　株式会社育英

右の者に対する大阪地方裁判所平成二十年（フ）第五三五三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金二、七九七、一六三、六一九円

一、配当することのできる金額
金二〇一、三七一、六二一円

平成二十四年五月二十五日

大阪市中央区難波三丁目七番一二号ＧＰ・ＧＡＴＥビル七階
破産管財人　塩路　広海

第14期決算公告

平成24年4月26日　さいたま市大宮区高鼻町一丁目20番地1 大宮中央ビルディング

エヌ・ティ・ティ・スポーツコミュニティ株式会社

代表取締役　鈴木　茂

貸借対照表の要旨　（平成24年1月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	409,023	流動負債	919,735
固定資産	567,245	固定負債	45,966
		負債合計	**965,701**
		株主資本	10,567
		資本金	100,000
		資本剰余金	240,000
		その他資本剰余金	240,000
		利益剰余金	△329,432
		その他利益剰余金	△329,432
		（うち当期純利益）	(0)
		純資産合計	**10,567**
資産合計	**976,269**	**負債・純資産合計**	**976,269**